

# オンライン面会実施要領

## 1 趣旨

この要領は、パソコン・タブレット・スマートフォン等のビデオ通話機能を利用したシステム・アプリケーション等により、インターネットを利用した面会（以下「オンライン面会」という。）の実施について定める。

## 2 目的

オンライン面会は、新型コロナウイルス等の感染症の拡大防止対策による面会禁止および制限期間等に、府中若松苑を利用する利用者（以下「利用者」という。）の家族または利用者が認めた者（以下「家族等」という。）に提供するものとする。

## 3 実施主体

実施主体は、府中若松苑（以下「施設」という。）とする。

## 4 設備及び環境等

### ■設備

- ・施設は、オンライン面会に必要なアプリケーション等（別表）、パソコン、タブレット等を準備する。
- ・家族等は、オンライン面会に必要なアプリケーション等（注1）、パソコン、タブレット等を準備する。

### ■環境

- ・施設は、オンライン面会が必要なネットワーク環境を準備し、利用者のプライバシー保護に努める。また、オンライン面会の実施中は、施設に勤務する職員（以下「職員」という。）が利用者につき添い、パソコン等の操作及び補助を行う。
- ・家族等は、オンライン面会が必要なネットワーク環境を準備する。

### ■新型コロナウイルス感染対策の徹底

オンライン面会を行うにあたり、当該パソコン等の消毒を行い手指消毒を行う。また、マスク等を着用し、蜜状態を避け換気を行い、感染防止に努める。

## 5 同意

オンライン面会通知による面会開始（面会開始のリンクを実行）した時点で、別表2の「オンライン面会に関する同意書」に、家族等が同意したものとする。

## 6 期間等

- (1)オンライン面会の期間は、原則として、施設の管理者が判断した感染症の拡大防止対策による面会等が制限される期間とする。
- (2)オンライン面会は、月から金曜日（土日祝除く）の午前10時から午後4時までとし、1回の面会時間は、15分以内とする。

## 7 予約等

- (1)オンライン面会は、事前予約制とする。
- (2)家族等は、オンライン面会を希望する日の5日前（正午）までにメールで施設に申し込む。
- (3)施設は、オンライン面会の利用の可否を判断し、オンライン面会を希望する日の2日前（正午）までにメールで家族等に通知する。

## 9 費用の負担

- (1)項4に定める施設が準備する設備・環境等の費用およびインターネットの通信料等は、施設が負担する。
- (2)項4に定める家族等が準備する設備・環境等の費用およびインターネットの通信料等は、家族等が負担する。

## 10 その他

この要領に定めるもののほか、オンライン面会の実施に関し必要な事項については、施設の管理者が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和2年11月20日から施行する。

### 別表1 オンライン面会に必要なアプリケーション メールソフト、Zoom

### 別表2 オンライン面会に関する同意書

府中若松苑 施設長宛

1. オンライン面会を行うにあたり、次に掲げる申込者（面会者）の個人情報を施設が取得すること。なお、取得した個人情報は、オンライン面会のためにのみ利用し、第三者へ提供することはありません。

・氏名、電話番号、メールアドレス

2. パソコン等の操作及び補助を行うため、面会中に職員が利用者につき添うこと。
3. オンライン面会の内容を録音、録画及び写真撮影しないこと。
4. オンライン面会に使用するID及びパスコードを第三者に漏らさないこと。
5. 設備や環境によってはリモート面会できない場合があること。

私（申込者）は、オンライン面会を申し込むにあたり上記に同意致します。

令和2年11月20日  
社会福祉法人広域福祉会  
特別養護老人ホーム 府中若松苑